

ID: 108

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	徴収額の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町老人ホーム等措置費用の徴収に関する規則 第5条第1項		
<b>例規番号</b>	平成22年規則第12号		
<b>【基準】</b>			
第5条の規定による。 (徴収額の減免)			
第5条 町長は、納入義務者が、災害その他やむを得ない理由により徴収額を納入することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。			
2 前項の規定により徴収額の減額又は免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、老人ホーム等費用徴収額減額・免除申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。			
3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、徴収額の減額又は免除の適否を審査し、徴収額の減額又は免除を認める旨を決定したときは、老人ホーム等費用徴収額減額・免除決定通知書(様式第3号)により、徴収額の減額又は免除を認めない旨を決定したときは、老人ホーム等費用徴収額減額・免除不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日